

UBC 光プロバイダサービス 特約

株式会社上野原ブロードバンドコミュニケーションズ

第 1 章(総則)

第 1 条【特約の適用】

株式会社上野原ブロードバンドコミュニケーションズ(以下「UBC」という。)は、この UBC 光プロバイダサービス特約(以下「この特約」という。)を定め、この特約により、ジャパンケーブルキャスト株式会社から再卸を受けた UBC が、株式会社 NTT ぷららが提供するマルチメディアネットワークサービス「ぷらら」を用いて提供するインターネット接続サービスおよびインターネット情報提供サービス、並びに今後 UBC が提供する各種インターネットサービス(以下、「UBC 光プロバイダサービス」という。ただし、UBC がこの特約以外の利用約款を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。ただし、別段の合意があるときは、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

2 この特約に定めのない事項については、「UBC 光サービス約款」が準用されるものとします。なお、この特約と「UBC 光サービス約款」で異なる定めのある事項については、この特約が優先するものとします。

第 2 条【特約の変更】

UBC は、この特約を変更することがあります。このときには、UBC 光プロバイダサービスの提供条件は、変更後の特約によります。

2 UBC は、電子メールによる送信又は UBC ホームページへの掲載その他 UBC が適当であると判断する方法により、この特約の変更後の内容及び効力発生日を契約者に通知いたします。

第 3 条【用語の定義】

この特約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 電気通信設備

UBC 光プロバイダサービスを提供するための電源設備、通信設備および電子計算機等電気計算機の本体、入出力装置およびその他の機器ならびにソフトウェアをいいます。

(2) 契約者

UBC と契約を締結している UBC 光プロバイダサービス契約者をいいます。

(3) 契約

UBC 光プロバイダサービスの提供を受けるための契約をいいます。

(4) ID

契約者が UBC 光プロバイダサービスを受けるときに必要な個別番号をいいます。

(5) パスワード

契約者が UBC 光プロバイダサービスを受けるときに必要な暗証番号をいいます。

第 2 章(契約)

第4条【契約の成立】

契約は、UBC 所定の申込書に必要事項を記入・捺印した上で、UBC にこれを提出し、UBC がその申込書の内容を承諾した後に、申込者が UBC 光プロバイダサービスを利用することが可能となった時点で成立します。

第5条【申込内容の承諾の拒否】

UBC は、申込者より申込書の提出があったときでも、次の各号のときには、承諾しないことができるものとします。

- (1)申込者が UBC 光プロバイダサービスの料金その他の UBC に対して負担する債務(この特約に規定する料金及び料金以外の債務を含むものとし、以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められると UBC が判断したとき
- (2)申込者が、申込書に記入した内容に虚偽・誤記・不備(名義、捺印、その他必要事項の相違・記入漏れ)が有るとき
- (3)UBC 光プロバイダサービスを含む UBC が提供するサービスの不正利用等により、過去に契約の解除をされていることが判明したとき
- (4)申込者が未成年者等であって、UBC 光プロバイダサービスの契約申し込みに当たり法定代理人等の同意を得ていないとき。
- (5)UBC の業務遂行上、著しく支障が有るとき
- (6)その他、申込者が、この特約に違反するおそれがあると認められるとき

第6条【最低利用期間】

UBC 光プロバイダサービスには、UBC が定める最低利用期間があります。

2 最低利用期間は、契約開始月の翌月から3ヶ月間とします。

3 契約者が、前項の最低利用期間内に契約の解除(この約款に規定する契約の解除には解約も含むものとし、以下同様とします。)を行う際は、別表に規定した違約金を UBC に対して支払う義務を負います。

第7条【サービス内容の追加および変更】

契約者は、UBC 光プロバイダサービスの内容を追加または変更しようとするときは、UBC が指定する方法によりその内容を申し込んでいただきます。

第8条【契約者が行う契約の解除】

契約者は、契約を解除しようとするときは、UBC 指定の方法により UBC に通知していただきます。

第9条【UBC が行う契約の解除】

UBC は、この特約の15条の規定により UBC 光プロバイダサービスの利用停止をされた契約者が、UBC が是正を催告したにもかかわらず、なおその事実を解消しないとき、その契約を解除することがあります。

2 UBC は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

3 UBC の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、1項の規定にかかわらず UBC 光プロバイダサービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

第 10 条【サービスの廃止】

UBC は、都合により UBC 光プロバイダサービスの特定の種類または内容のサービスを廃止することがあります。

2 UBC は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日が決まり次第速やかに、その旨を公開致します。

第 3 章(料金等)

第 11 条【料金】

契約者は別に定める料金表の利用料を UBC に支払うものとします。

第 12 条【料金の支払い義務】

契約者は、UBC に対し前条に規定した料金を定められた期日までに遅滞なく支払うものとします。

2 料金の支払い義務は、この特約の 4 条および 7 条の規定によりサービス提供開始月から発生します。なお、利用料は解約の場合も日割り等による返却はいたしません。

3 この特約の 15 条の規定によりサービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料は、当該サービスがあったものとして取り扱います。

第 13 条【割増金】

契約者は、料金の支払を不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、UBC が別に定める方法により支払っていただきます。

第 14 条【延滞加算金】

契約者は、料金その他の債務(延滞加算金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がないときには、UBC 規定による延滞金が、翌月の利用料に加算されます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があったときは、この限りではありません。

第 4 章【利用の停止と制限】

第 15 条【利用の停止】

UBC は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 カ月以内で UBC が定める期間(その UBC 光プロバイダサービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その UBC 光プロバイダサービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、UBC が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われたときであって、UBC がその支払の事実を確認できないときを含みます。)

(2) 契約の申込みに当たって、UBC 所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(3)この約款の 18 条の規定に違反したとき。

(4)前各号のほか、この約款に違反する行為、UBC 光プロバイダサービスに関する UBC の業務の遂行若しくは UBC 光プロバイダサービスの提供に必要な電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2 UBC は、前項の規定により、UBC 光プロバイダサービスの利用停止をするときは、電子メールによる通知又は UBC が適当であると判断する方法により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。なお、契約者の都合によりその通知が契約者に到達しないとき、何ら契約者への通知なしに利用停止することができるものとします。

第 16 条【UBC 光プロバイダサービスの利用制限】

UBC は、非常時における緊急を要する重要通信を確保または優先させるため、その他の UBC 光プロバイダサービスの提供を制限することがあります。

2 UBC は、サービスの種類により複数契約者の同時接続による渋滞を緩和し公平性を確保するため、一定時間を経過してもなおデータが確認されない場合、回線を切断することがあります。

3 契約者(契約者の支配下にある利用者も含みます。)が、UBC の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、又は、契約者が、UBC の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をさせたとき UBC が認めるときは、その利用を制限することがあります。

4 UBC は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するため、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体の提供する児童ポルノアドレスリストにて特定されたサイト又はコンテンツに対して、閲覧を制限することができます。

5 UBC は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる UBC 所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することができます。

6 UBC は善良なる管理者の注意義務をもって接続サービスを提供いたしますが、データのサーバへの転送速度又はインターネット・Web ページのコンピュータ端末での表示速度等、UBC の提供するサービスが契約者の希望する水準を満たしていない場合においても、UBC は契約者に対して責任を負わないものとし、利用料金の返金等の責を負わないものとします。

7 本条に基づく利用の制限により契約者に損害が生じた場合でも、UBC は一切責任を負いません。

第 5 章(権利および義務)

第 17 条【ID およびパスワードの管理責任】

契約者は、契約後に UBC が付与する ID およびパスワードの管理、使用について責任をもつものとし、UBC に損害を与えないものとします。

2 契約者は、契約に基づき発生する権利及び義務、または ID およびパスワードを、UBC の事前の書面による同意を得ずして第三者に貸与、譲渡、名義変更をすることができません。

3 ID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、契約者が負うものとし、UBC は一切の責任を負いません。

4 契約者は、ID およびパスワードが盗まれたり、第三者に使用されたりしていることを知った場合には、直ちに UBC にその旨を連絡するとともに、UBC からの指示がある場合には、これに従うものとします。

第 18 条【禁止行為】

1. 契約者は、UBC 光プロバイダサービスにおいて次の各号の行為を禁止するものとします。

(1) 他の契約者、第三者若しくは UBC の著作権、商標権等知的財産権又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為

(2) 他の契約者、第三者若しくは UBC の財産又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為

(3) 上記(1)(2)の他、他の契約者、第三者若しくは UBC に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為

(4) 他の契約者、第三者若しくは UBC を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(5) 前項のうち、特に法人・個人を問わず第三者のインターネット上の情報交換の場(いわゆる掲示板やチャット、メーリングリスト等)における罵詈雑言、悪言、脅し、愉快犯的な発言などの行為

(6) 第三者に対する適切な手段を講じず、わいせつな文書、図画、写真等を掲載・送信する行為

(7) 他の契約者若しくは、第三者に対し無断で広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は他の契約者若しくは第三者が嫌悪を抱く若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為

(8) 前項のうち、特に迷惑スパムメール、宛先の許諾を得ないメール、ダイレクトメール、無限連鎖講(ねずみ講)行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び連鎖的なメール転送の依頼に応じて転送する行為

(9) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を他の契約者又は第三者に提供、掲示する行為

(10) 猥褻、児童ポルノ又は児童を含む弱者虐待に相当する画像、文書等を送信或いは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為。その送信、表示、販売を惹起させる広告を送信又は表示する行為

(11) 犯罪若しくは犯罪に結び付く行為、若しくはそのおそれのある行為

(12) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為

(13) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為、又は公職選挙法に抵触する行為

(14) 性風俗、宗教、政治に関する活動

(15) 認証情報を不正に使用する行為

(16) 故意・過失の有無を問わずコンピュータウイルス等の有害なプログラムを UBC 光プロバイダサービスを通じて、又は UBC 光プロバイダサービスに関連して使用し、若しくは提供する行為

(17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を怠っている場合

(18) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為

(19) その他違法又は明らかに公序良俗に反する行為

(20) その他、UBC 光プロバイダサービスの運営を妨げる行為

(21) 前号までの項目に該当する行為を行っているサイトへリンクを貼る等、当該行為を誘引する行為

(22) UBC より提供される UBC 光プロバイダサービスをあたかも契約者独自のサービスであるかのように、その名称、価格等を変更して第三者に提供する行為、また再販行為

(23) その他、UBC が不適切と判断する行為

2 契約者が前項で禁止する行為を行った場合、その行為に関する責任は当該契約者に帰属し、UBC では一切の責任を負わないものとします。

3 契約者が第 1 項で禁止する行為により、故意に UBC のサービスを運用停止またはそれに近い状態に至らせた場合、契約者は、UBC がそれにより被る損害を賠償するものとします。

第 19 条【知的財産権】

UBC 光プロバイダサービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号、データ、文書、音楽、写真、画像、映像及びそれに付随する技術全般に関する知的財産権その他一切の権利は、UBC または UBC が指定する第三者に帰属するものとします。

2 契約者は、UBC 光プロバイダサービス上に契約者がアップロードした情報又はファイルについて、UBC は一切の保証を行うものではないことを同意するとともに UBC の裁量で必要に応じて削除等を行えることに同意するものとします。また契約者は UBC に対し、なんらの請求権も保有しないものとします。

3 契約者は、契約者がアップロードした情報又はファイルについて生じたすべての法的責任を負うものとします。

第 20 条【著作権】

契約者は、権利者の許諾を得ないで、如何なる方法においても、UBC 光プロバイダサービスを通じて提供される如何なる情報又はファイルについて、著作権法で定める私的利用の範囲外の使用をすることはできないものとします。

2 契約者は、権利者の許諾を得ないで、如何なる方法においても、第三者をして、UBC 光プロバイダサービスを通じて提供される如何なる情報又はファイルについて、使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。

3 契約者が本条の規定に違反して紛争が発生した場合、契約者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、UBC を如何なる場合においても免責し、損害を与えないものとします。

第 6 章(損害賠償)

第 21 条【責任の制限】

UBC は、UBC 光プロバイダサービスの内容、及び会員が UBC 光プロバイダサービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。

2 UBC は、UBC 光プロバイダサービスを提供すべき場合において、UBC の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その UBC 光が全く利用できない状態にあることを UBC が認知した時刻から起算して、48 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

3 前項の場合において、UBC は、UBC 光プロバイダサービスが全く利用できない状態にあることを UBC が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその UBC 光プロバイダサービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

第 22 条【免責】

UBC は、契約者が UBC 光プロバイダサービスの利用に関して損害を被った場合、前条の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

第 7 章(雑則)

第 23 条【個人情報の取扱い】

UBC は、個人情報の取扱いについて別に定める「個人情報保護の取扱いについて」に則り、厳正に取扱うものとします。

第 24 条【個人情報の第三者への開示等】

申込者又は契約者は、この特約の 24 条に加え、次の場合についての個人情報の取扱いを合意いたします。

ア) UBC が、申込者又は契約者から提供を受けた、氏名、住所等 UBC がサービスを提供するために必要な情報のジャパンケーブルキャスト株式会社および株式会社 NTT ぶらら、への提供。

キ) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示。

第 25 条【国内法への準拠】

この約款は、日本国国内法に準拠するものとし、契約により生じる一切の紛争等については甲府地方裁判所都留支部を管轄裁判所とします。

付則

平成 27 年 12 月 14 日より施行します。